

## 「事業承継補助金」事業に係る『確認書』発行手続について

大阪商工会議所

大阪商工会議所は、「事業承継補助金」事業の申請支援ならびに同補助金に係る認定経営革新等支援機関による『確認書』（申請時の提出必須書類のひとつ）の発行を下記要領にて実施します。

**2017年5月24日までに1～2回の「事前相談」を、大阪商工会議所 2階 経営相談室で行ってください。事前相談は予約制・先着順で、予約枠が無くなり次第、受付を終了します。**

### 1. 補助金の公募内容を把握 (募集要項、事業計画書様式などをダウンロード)

「事業承継補助金」は事業承継(事業再生を伴うものを含む)を契機として経営革新等や事業転換(以下、併せて「新たな取組」と称します)を行う中小企業等に対してその新たな取組に要する経費の一部を助成するものです。詳細については同補助金事務局のホームページに掲載の募集要項、事業計画書様式、事業計画書記入の手引き等(URL: <http://sogyo-shokei.jp/shokei/>)を必ずご確認ください。

公募期間: 2017(平成29)年5月8日～2017(平成29)年6月2日〔当日消印有効〕。

※補助金申請には、以下の<1>～<3>のすべてを満たすことが必須要件となっています。

- <1> 2015年4月1日から、補助事業期間完了日(最長2017年12月31日)までの間に事業承継(代表者の交代)を行った又は行うこと
- <2> 取引関係や雇用によって地域に貢献する中小企業であること
- <3> 経営革新や事業転換などの新たな取組を行うこと

### 2. 大阪商工会議所における『確認書』発行に係る事前相談(無料)の相談対象を確認

大阪商工会議所は、認定支援機関として『確認書』の発行に関し下記 1)～5)のすべてに該当する事業者に対して同補助金に係る事業計画策定や申請に関する助言・支援を行い、「地域に貢献する中小企業者であること」ならびに「新たな取組の獨創性、実現可能性、収益性、継続性」等を確認できれば『確認書』を発行します。

- [1] 大阪商工会議所の会員事業者(会員でない場合はご入会ください)
- [2] 大阪府内の中小企業等
- [3] 同補助事業(「新たな取組」)の主たる実施の場所が大阪府内
- [4] 同補助金に係る事業計画の策定や申請に関する助言・支援ならびに『確認書』発行の双方を希望(片方みの受付はできません)
- [5] 下記手順に従い、所定の書類を期日どおりご提出いただける事業者

### 3. 相談申込書をFAX

『確認書』発行に関する「事前相談」申込書を大阪商工会議所 経営相談室宛にファックス(06-4791-0444)でご送信・お申込みください。

### 4. 確認書発行に係る事前相談および確認書発行

- 1) 事前相談(面談) 全日程を電話で一括予約(2回希望の場合2回とも)
- 2) 『事業計画書』(様式1・様式2の両方)を大阪商工会議所へ電子メールで送信  
応談準備のため、初回面談時の面談日の4日前までにご提出ください。
- 3) 事前相談(1～2回)
  - ◎初回面談時、以下を各2部持参ご提出ください:
    - <1>『事業計画書』(様式1・様式2の両方)、<2>直近2期分の決算書(貸借対照表、損益計算書)、<3>会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット等、<4>『経営力向上計画』・『経営革新計画』(申請済もしくは申請予定内容)、<5>履歴事項全部証明書(但し<4>は、承認や認定の申請中もしくは申請済の場合のみ。<5>は法人の場合のみ、かつ、応募日以前3か月以内に発行されたもの。)
  - ◎毎回の面談時、「募集要項」(A4判全24頁)、「事業計画書記入の手引き」(A4判全9頁)をご持参ください。
- 4) 電話等での大阪商工会議所からの追加確認  
〔面談後、大阪商工会議所から事業計画内容照会等の電話連絡を行います〕
- 5) 確認書の受取り

※所定事項の確認ができない場合には「確認書」が発行できない場合があります。あらかじめご了承ください。

【本件のお問合せ・ご連絡先】

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番8号

TEL: 06-6944-6471、FAX: 06-4791-0444